都市税源の充実強化等に関する提言

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項の実現について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

１．真の分権型社会の確立に向けた地方税体系の構築

（１）地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「５：５」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

（２）都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

（３）地方に影響を及ぼす税制改正の検討に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の意見を十分反映すること。

２．法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保

国・地方を通じた法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっており、更に法人実効税率を引き下げるに当たっては、恒久減税による減収は恒久財源で補てんすることを基本とし、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。

３．地方法人課税の偏在是正に当たっての都市自治体の努力への配慮

消費税率 10%段階で法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進める場合には、企業誘致や地域の産業経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている都市自治体の努力が損なわれることのないよう十分配慮すること。

また、法人住民税法人税割の交付税原資化は、地方消費税率の引上げに伴う地方団体間の財政力格差を是正するために創設されたものであることを踏まえ、実効性のある措置とすること。

４．社会保障に係る安定財源の確保

（１）「社会保障・税一体改革」は、社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものである。今般、平成 29 年４月に予

定されていた消費税率10%への引上げが２年半先送りされたところであるが、基礎自治体においては、既に子ども子育て等をはじめとする社会保障の充実のための施策に取り組んでいるところであり、これら施策の推進に支障が生じることのないよう、必要な財源を確保すること。

（２）消費税の軽減税率制度の導入に当たっては、消費税の引上げ分のうち地方交付税原資分も含めると、約３割が地方の社会保障財源であり、仮に減収分の全てが確保されない場合、地方の社会保障財源に影響を与えることになることから、確実に代替財源を確保すること。

５．固定資産税等の安定的確保

（１）固定資産税は市町村財政を支える安定した基幹税であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、現行制度を堅持し、引き続きその安定的確保を図ること。

　また、償却資産に対する平成 28 年度税制改正において創設された固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りのものとし、期間の延長は断じて行わないこと。

（２）無料低額診療事業及び無料低額介護老人保健施設利用事業に係る固定資産税の非課税措置について、生活保護法による保護を受けている者は、医療扶助等が講じられていることから、「無料又は低額診療患者の割合」及び「無料又は低額利用に係る入所者の割合」の算定の対象から除外すること。

（３）土砂災害特別警戒区域における固定資産評価の補正適用について、公平公正な評価を行う観点から、自治体間の取扱に大きな差異が生じないよう、具体的な指針等を示すこと。

（４）基地交付金・調整交付金については、固定資産税等の代替的性格を有するものであることから、一般行政施策と同列視することなく、十分な予算額を確保するとともに、対象資産を拡充すること。

（５）国有資産等所在市町村交付金については、固定資産税の代替的性格を有するものであることから、固定資産税相当分を適正に算定すること。特に、建物、工作物等の算定に当たっては、耐用年数等一定期間経過後も固定資産税と同様の最低限度価格相当額を維持すること。

　また、市町村長が当該交付金額の算定のために行う国有財産台帳の閲覧の請求等については、柔軟に対応すること。

（６）都市計画区域に所在する、国有資産等所在市町村交付金の対象資産については、都市計画税相当分も交付金に反映すること。

６．ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の７割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっている。また、18 歳未満、70 歳以上及び障がい者並びに国体のゴルフ競技及び学校の教育活動は非課税とするなど、生涯スポーツの実現にも十分に配慮しながら課税しており、市町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すること。

７．車体課税の見直しに当たっての対応

消費税率引上げの再延期に伴い、自動車取得税の廃止及び環境性能割の導入についても併せて延期すること。

また、平成 29 年度税制改正において結論を得ることとされている軽自動車税のグリーン化特例や自動車重量税に係るエコカー減税の見直しに当たっては、都市自治体の財政運営に支障が生じないようにすること。

さらに、平成 29 年度税制改正に向けた自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討に当たっては、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすべきであること。

８．地方の地球温暖化対策に関する財源の確保

地方の地球温暖化対策に関する財源確保について、今後、税制等の新たな仕組みを検討する際には、国・都道府県・市町村の森林整備に係る役割分担を整理したうえで、それぞれの役割に応じた継続的かつ安定的な財源確保の仕組みとすること。

９．地方税における税負担軽減措置等の整理合理化

地方税における税負担軽減措置等については、税負担の公平確保の見地から、より一層の整理合理化を図ること。

特に、固定資産税等の多岐にわたる非課税及び課税標準等の特例措置については、真に必要なものに限定するなど、不断の見直しを行うこと。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行

うこと。

10．ふるさと納税制度等の運用の見直し

（１）ふるさと納税に係る所得税（国税）の控除については、寄附者がワンストップ特例制度を利用して申請された場合であっても、確定申告による申請と同様、所得税控除相当額を個人住民税（地方税）から控除するのではなく国税で対応すること。

（２）企業版ふるさと納税については、全国の自治体が地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、三大都市圏に所在する不交付団体も対象とすること。

11．課税・徴収体制等の改善

（１）法人住民税の中間納付制度による還付加算金について、都市自治体の財政に過度な負担とならないよう、社会経済情勢を反映した利率に見直すこと。

（２）特別徴収義務者による各自治体への住民税納付について、複数の自治体への一括納付が可能となるよう、電子納税の仕組みの構築に向け、必要な制度上・財政上の措置を講じること。

（３）滞納処分のための差押えに当たり、所有権留保付き自動車で割賦代金が完済されている場合、租税債権者の代位や監督官庁の職権による自動車の所有権移転登録が可能となるよう制度を見直すこと。

12．地方税法の改正時期

地方自治の根幹である税条例の改正について地方議会での議論の時間や住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。